

国の補助金等による災害復旧制度の概要

台風・大雨・地震等の異常な天然現象により、道路・河川・学校等の公共的施設や農業用施設等が被害を受けた場合、国の補助金等により被災箇所の復旧事業を行う法律上の制度があります。

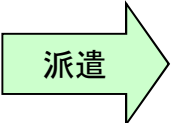
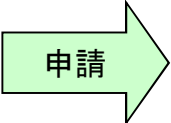
(地方公共団体等)
公共的施設が被害を受けた場合、管理者である地方公共団体等は、被災箇所の復旧事業計画を策定し、所管する主務省に対して災害復旧事業費を申請します。

申請者



(主務省：国土交通省、農林水産省等)
主務省は、被災現地に災害査定官を派遣し、復旧事業費の査定を行います。

査定官

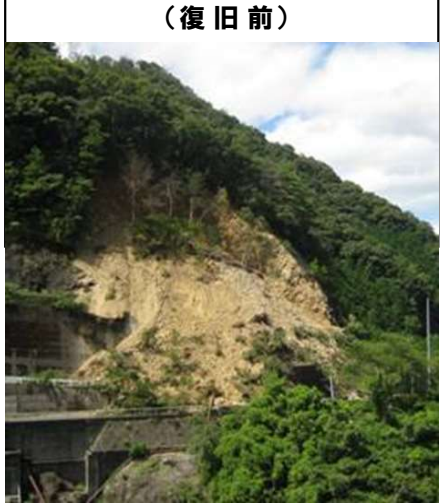


(財務局)
財務局は、財政を所管する財務省の立場から職員を立会させ、その場で現地に即応した適切な復旧方法と事業規模を決定し、予算措置を講じます。

立会官



災害復旧事業費の決定



地方公共団体への復旧事業費補助



(被災現地で査定)



財務局は、主務省とともに速やかに現地査定を行い、早期に適切な災害復旧が行われ、被災地域の生活環境の安定が図られるように努めています。